

1. 件 名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（８４）
2. 日 時：令和３年４月８日（木）１０時０５分～１２時３０分
3. 場 所：原子力規制庁 １０階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
志間核燃料施設審査部門付、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、
松田安全審査官、大塚安全審査専門職、鈴木安全審査専門職
日本原燃株式会社
開発設計部長、他 １４名
5. 要 旨：
日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）の廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。
(1) 原子力規制庁から、新規制基準への適合性について、提出のあった整理資料^{注)} に対し、主に以下の点を明確化するよう求めた。
 - 安全機能を有する施設の地盤
 - ・地盤の変位における地すべりに係る基本方針
 - ・敷地内には出戸西方断層が分布しないこと
 - 火災等による損傷の防止
 - ・可燃物の持込管理に係る基本方針
 - ・火災等の早期感知のための措置のうち、作業員によるもの以外の感知方法に係る基本方針
 - 遮蔽等
 - ・廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による線量評価結果について、廃棄物埋設地からの放射性物質の移行による線量又は周辺環境に対して放出される放射性物質による公衆の受ける線量との合算値であること
 - ・管理区域以外の人立ち入る場所に滞在する者の線量について、遮蔽設計だけで公衆の被ばく線量限度以下となることが担保されるのであれば、その旨
 - ・覆土完了後から廃止措置の開始までの期間においても放射性廃棄物は発生すること
 - 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

- ・ 上部覆土の劣化・損傷への抵抗性に係る考慮事項
 - ・ 排水・監視設備より回収した水は、排水口より排出する方針であること
 - ・ 埋設設備及び排水・監視設備がアルカリ成分による影響を受けないとする理由
- 廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価）
- ・ 火山・火成活動について、敷地内に新たな火口が生じることがないとする根拠
 - ・ 海水準変動と侵食の関係
 - ・ 人為事象シナリオの建設業従事者が摂取する食品には放射性物質が含まれていないとしていること
- 監視測定設備
- ・ 原位置試験に係る説明
 - ・ 点検管又は点検路の構造及び放射性物質の漏えい対策
- 廃棄施設
- ・ 放射性固体廃棄物の管理方法について、固型化以外の飛散防止措置
- (2) 原子力規制庁から、4月2日に実施したヒアリングにおいて提出のあった耐震重要度分類に関する考え方の説明資料について、遮蔽機能の喪失には至らない根拠を説明するよう求めた。
- (3) 原燃から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. 提出資料

資料1 廃棄物埋設施設の許可基準規則に対する適合性 安全審査 整理資料

- ・ 第三条 安全機能を有する施設の地盤
- ・ 第五条 津波による損傷の防止
- ・ 第七条 火災等による損傷の防止
- ・ 第八条 遮蔽等
- ・ 第九条 異常時の放射線障害の防止
- ・ 第十条 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号
- ・ 第十条 廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価）
- ・ 第十一条 放射線管理施設
- ・ 第十二条 監視測定設備
- ・ 第十三条 廃棄施設
- ・ 第十四条 予備電源
- ・ 第十五条 通信連絡設備等

資料2 廃棄物埋設施設の適合性 安全審査 整理資料

- ・ その他：技術的能力